

商品概要説明書

平成26年5月7日現在

1. 商品名	財産形成信託(一般財形) ・合同運用指定金銭信託(以下、金銭信託といいます。) ・自由金利型定期預金(M型)(以下、定期預金といいます。)
2. ご利用いただける方	個人(勤労者)のお客さま
3. 信託期間	3年以上(勤労者財産形成促進法第6条第1項)
4. 運用の基本方針	定期的かつ計画的な預入による財産形成に資するために、資産の安全性・収益性に留意しつつ安定的な運用を行います。
5. 運用制限	預貯金、合同運用信託または有価証券 (勤労者財産形成促進法第6条第1項、同施行令第2条)
6. 入金方法 (1)入金方法 (2)設定方法 (3)入金金額・単位	事業主が、お客様からのお申出にもとづき給与等から天引き控除して、3年以上の期間にわたって一定の時期(年1回以上)に、積立金をご入金(預入代行)いただきます。 給与等からの天引き控除のほか、勤労者財産形成促進法に定められた金銭をご入金することができます。 当初ご入金日を設定日とし、設定日の5年後の応当日を元本償還日(満期日)とする金銭信託を設定いたします。 この金銭信託には、信託金を追加することができますが、信託金を追加した日から満期日までの期間が2年に満たない場合、満期日は信託金を追加した日から2年後に自動延長されます。 定期預金型の場合、金銭信託の元本は、年2回(2月20日および8月20日)、1万円単位で当社所定の方法により自動振替して、振替日の5年後の応当日を満期日とする同一の財産形成信託の定期預金を設定します。 金銭信託 : 1円以上1円単位 定期預金 : 1万円以上1万円単位
7. 予定配当率および適用利率(金利) (1)明示 (2)変更頻度	当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に明示いたします。 金銭信託 : 預入日以降は毎年3月26日および9月26日に、店頭掲示する「信託配当率表」に表示する予定配当率に見直します。(変動金利商品) 定期預金 : 設定日(毎年2月20日および8月20日)の適用金利を満期日まで適用します。(固定金利商品)



三井住友信託銀行

商品概要説明書

平成26年5月7日現在

8. 支払方法 (1)元本の支払方法 (2)収益金の支払方法	金銭信託 : お客様からご指定いただいた方法により、満期日にお支払いいたします。 なお、満期日までに特段のお申出がない場合、信託期間をさらに5年間自動延長いたします。 定期預金 : 満期日に元本を金銭信託にお振込みいたします。 金銭信託 : 毎年3月25日及び9月25日を収益計算日とし、翌日元本に組み入れます。 定期預金 : 設定日から満期日の前日までのお利息を満期日に一括して金銭信託にお振込みいたします。
9. 信託報酬・手数料 (1)信託報酬の金額 (2)受入日	金銭信託 : 運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額を差し引いた金額。 金銭信託 : 収益金の計算期日に運用収益から受け入れいたします。
10. 付加できる特約事項	積立コース(金銭信託型または定期預金型)は、お申出によりいつでも相互に変更ができます。
11. 中途解約時の取扱い (1)中途(一部)解約の方法 (2)支払額の計算方法	やむを得ない事情により、中途(一部)解約のお申出があった場合、解約に応じることがあります。 金銭信託 : 中途解約の場合、元本および収益金の合計額からご請求日に当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示する解約手数料および源泉税額を差し引かせていただきます。 この場合に差し引く金額は、当初の預入日からご請求日までのお手取収益の合計額(既に元本に組み入れられた収益およびお支払いした収益を含みます。)を限度とします。 なお、当初の預入日から7年経過日以後に解約する場合、解約手数料はいただきません。 一部解約の場合、ご請求の元本から、一律に解約手数料を差し引くものとします。 当初の預入日から7年経過日以後の一部解約において、お申し出により引き続きお預入れを新規に開設する金銭信託とする場合には解約手数料はいただきません。 定期預金 : 元本および収益金(設定日から解約日の前日までの日数について、約定利率に掛目をかけた後の中途解約利率(小数第3位以下切捨て。)で、半年複利の方法により計算した金額)をお支払いいたします。 <中途解約利率> 設定日から6ヶ月未満 解約日における普通預金利率 ただし、約定利率の10%を上回らないものとします。



三井住友信託銀行

商品概要説明書

平成26年5月7日現在

(3)解約手数料	設定日から6ヶ月以上2年未満 約定利率 × 10% 設定日から 2年以上3年未満 約定利率 × 30% 設定日から 3年以上4年未満 約定利率 × 50% 設定日から 4年以上5年未満 約定利率 × 70% 金銭信託：当社の店頭に掲示する「信託配当率表」に表示いたします。 解約手数料は予定配当率の見直しに併せて見直しを行うことがあります。 定期預金：解約手数料はかかりません。
12. その他参考となる事項	・勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項に規定された契約であり、同法関係法令にもとづきお取扱いします。 ・残高通知は、年1回以上ご案内します。 ・満期日は、事前にご案内いたします。 ＜収益金の計算＞ (1)計算期日 金銭信託：毎年3月25日・9月25日および満期日の前日を収益計算日とし、予定配当率による6ヶ月を1年の2分の1とした計算で、単利の方法により計算いたします。 定期預金：満期日の前日を収益計算日とし、設定日から満期日の前日までの日数について約定利率による1年を365日とした計算で、6ヶ月複利の方法により計算いたします。 (2)付利単位 金銭信託：付利単位 100 円 定期預金：付利単位 1 円

